

兵庫県公報

平成19年10月10日

第2号外

発行人

兵 庫 県

神戸市中央区下山手通

5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

目 次

規 则

○兵庫県住宅再建共済制度条例施行規則の一部を改正する規則（復興支援課）	ページ
○収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（会計課）	1
選挙管理委員会告示	
○公職選挙執行規程の一部を改正する規程	2

公布された法令のあらまし

●兵庫県住宅再建共済制度条例施行規則の一部を改正する規則（規則第63号）

兵庫県住宅再建共済制度条例の一部改正により、区分所有者による団体（いわゆる管理組合）の集会の決議に基づき、マンション1棟を単位として、区分所有者のためにマンションの管理者、管理組合法人等が加入し、当該区分所有者の合意に基づきマンションが再建された場合に共済給付金を給付する制度（以下「マンション再建共済制度」という。）を創設することに伴い、所要の整備を行うこととした。

- 1 自然災害により被害を受けた加入に係るマンションについての全壊、大規模半壊又は半壊の認定は、当該マンションが所在する市町の長が発行する罹災証明書により行うものとする。
- 2 財団法人兵庫県住宅再建共済基金は、将来において共済給付金の給付の要件に該当することとなることが明らかであると認められるときは、マンション再建共済制度に係る共済給付金の2分の1の額を給付することができるものとする。

●収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第64号）

使用料及び手数料徴収条例の一部改正により、温泉法に関する手数料に、新たに土地掘削許可を受けた者の地位承継に係る承認申請手数料等が追加されること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

規 则

兵庫県住宅再建共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第63号

兵庫県住宅再建共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県住宅再建共済制度条例施行規則（平成17年兵庫県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第4条」を「第4条第1項」に改める。

第4条中「第9条第1項」の右に「又は第9条の2第1項」を、「受けた」の右に「条例第4条第1項の規定による」を、「という。」の右に「又は同条第2項の規定による加入に係るマンション」を加える。

第6条第1項及び第2項中「1又は2」を「1若しくは2又は第9条の2第1項の表」に改める。

附 則

この規則は、平成19年10月10日から施行する。

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第64号

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

収入証紙条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第3に掲げるもの）の項30中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改め、同表使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項5中(4)を(7)とし、(7)の前に(6)として次のように加える。

(6) 温泉利用許可を受けた者の地位承継に係る承認申請手数料

別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項5中(3)を(5)とし、(5)の前に(4)として次のように加える。

(4) ゆう出路増掘又は動力装置の許可を受けた者の地位承継に係る承認申請手数料

別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項5中(2)を(3)とし、(1)の後に(2)として次のように加える。

(2) 土地掘削許可を受けた者の地位承継に係る承認申請手数料

別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項20(7)中「用地地域」を「用途地域等」に改め、同項20(3)の次に(3)の2として次のように加える。

(3) 開発整備促進区における建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料

別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項20(3)の次に(3)の2として次のように加える。

(3) 区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率の特例認定申請手数料

附 則

この規則は、平成19年10月20日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第3に掲げるもの）の項30の改正規定
貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第115号）の施行の日

(2) 別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項20(7)の改正規定
及び同項20(3)の次に(3)の2を加える改正規定 平成19年11月30日

(3) 別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項20(3)の次に(3)の2を加える改正規定 公布の日

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第79号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年10月10日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 柏木 保

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和47年選挙管理委員会告示第43号）の一部を次のように改正する。

目次中、「選挙運動用自動車の使用」の右に「並びに選挙運動用ビラ」を加える。

第2章第6節の節名中、「選挙運動用自動車の使用」の右に「並びに選挙運動用ビラ」を加える。

第20条中「兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用」の右に「並びに選挙運動用ビラ」を加え、「第7条」を「第11条」に改め、「（選挙運動用自動車の使用の公営）」の右に「、第7条（選挙運動用ビラの作成の公営）」を加え、「第8条」を「第12条」に改め、「（選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出）」の右に「、第8条（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出）」を加え、「当該契約に関する書面の写しを添えて、公管条例第3条」の次に「、第8条」を加える。

第21条中「第9条」を「第13条」に改め、「第2号イ」の右に「、第9条（選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払）」を加える。

第21条の2中「第8条」を「第12条」に改め、「（以下燃料供給業者という。）」の右に「、同条例第8条（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出）に規定する有償契約を締結したビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）」を加える。

第22条中「選挙運動用自動車使用証明書」の右に「、選挙運動用ビラ作成証明書」を加え、「その他の者」の右に「、ビラ作成業者」を加え、「第28号様式」の右に「、第28号の2様式」を加える。

第23条中「第9条」を「第13条」に改め、「（選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払）」の右に「、第9条（選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払）」を加え、「選挙運動用自動車使用証明書」の右に「、選挙運動用ビラ作成証明書」を加える。

別記第25号様式その2を同様式その3とし、同様式その1の次に次の様式を加える。

その2（選挙運動用ビラの作成）

選挙運動用ビラ作成契約届出書

次のとおりビラ作成の契約を締結したので届け出ます。

平成何年何月何日

平成何年何月何日執行何選挙

候補者 氏名印

兵庫県選挙管理委員会委員長 氏名様

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

別記第26号様式その1中「選挙運動用自動車の使用」の右に「並びに選挙運動用ビラ」を加える。
 別記第26号様式その2中「選挙運動用自動車の使用」の右に「並びに選挙運動用ビラ」を加え、「第9条」を「第13条」に改める。

別記第26号様式その2を同様式その3とし同様式その1の次に次の様式を加える。

その2（選挙運動用ビラ作成枚数）

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第9条の規定による確認を受けたいので申請します。

平成何年何月何日

兵庫県選挙管理委員会委員長 氏 名 様

平成何年何月何日執行何選挙

候補者 氏 名 

記

- 1 契約年月日 平成何年何月何日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

- 3 確認申請枚数 枚

区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今 回 の 枚 数(b)	枚	枚
枚 数 計(a)+(b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から兵庫県選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ビラの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

別記第27号様式その1中「選挙運動用自動車の使用」の右に「並びに選挙運動用ビラ」を加える。

別記第27号様式その2中「選挙運動用自動車の使用」の右に「並びに選挙運動用ビラ」を加え、「第9条」を「第13条」に改める。

別記第27号様式その2を同様式その3とし同様式その1の次に次の様式を加える。

その2（選挙運動用ビラ作成枚数）

確認番号第 号

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第9条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

平成何年何月何日

兵庫県選挙管理委員会委員長 氏 名 印

記

1 平成何年何月何日執行何選挙

2 候補者の氏名

3 確 認 枚 数 枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、兵庫県に支払を請求することはできません。

別記第28号様式の次に次の様式を加える。

第28号の2様式（選挙運動用ビラ作成証明書）

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成するものであることを証明します。

平成何年何月何日

平成何年何月何日執行何選挙

候補者 氏名 

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
備考	

備考

- 1 この証明書は、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が兵庫県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、兵庫県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚数
265,000枚（ただし、一部無効による再選挙の場合はこの限りではない）
 - (2) 限度額
 - イ 確認された枚数が50,000枚以下の場合
7円30銭（単価）×当該作成枚数=限度額
 - ロ 確認された枚数が50,000枚を超える場合

$$\frac{365,000円 + 4円88銭 \times (当該作成枚数 - 50,000枚)}{\text{当該作成枚数}} = \text{単価} \cdots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

$$\text{単価} \times \text{当該作成枚数} = \text{限度額}$$

別記第30号様式その1中「兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用」の右に「並びに選挙運動用ビラ」を加える。

別記第30号様式その2中「選挙運動用自動車の使用」の右に「並びに選挙運動用ビラ」を加え、「第9条」を「第13条」に改める。

別記第30号様式その2を同様式その3とし同様式その1の次に次の様式を加える。

その2（選挙運動用ビラの作成）

請 求 書
(選挙運動用ビラの作成)

兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第9条の規定により、次の金額の支払を請求します。

平成何年何月何日

兵庫県知事様

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあってはその代表者の氏名

印

記

1 請求金額 円

2 内訳
別紙請求内訳書のとおり

3 平成何年何月何日執行何選挙

4 候補者の氏名

5 銀行名、口座名及び口座番号等

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、兵庫県に支払を請求することはできません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 $A \times B = C$	単価 D	枚数 E	金額 $D \times E = F$	単価 G	枚数 H	金額 $G \times H = I$	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 D欄には、次により算出した額を記載してください。
 - イ 選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された枚数が50,000枚以下の場合
7円30銭
 - ロ 選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された枚数が50,000枚を超える場合

$$365,000\text{円} + 4\text{円}88\text{銭} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000\text{枚})$$
…1円未満の端数は切上げ
当該作成枚数
- 2 E欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

附 則

この規程は、「兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例」施行の日から施行する。